

動かすその「手」で伝わる「気持ち」

手話が広げる新たな世界

袋井市設置手話通訳者

濱順子さん(下山梨下)



「聞こえない人と聞こえる人との仲介役。でも、そればかりでもないかな。情報伝達の1つの手段として、「コミュニケーション」の2部として、手話を通していろんなことを伝え合い、そして学び合いながら活動しています」

明るい笑顔に手話を交えて話してくれたのは、濱順子さん43歳、袋井市設置の手話通訳者です。

不思議だけど新鮮！初めての手話

濱さんが手話に出会ったのは、今から17年ほど前のこと。結婚を機に埼玉県から移り住んだ袋井の地で、まずは

新しい友達を作りたいと、何気なく参加した手話講習会がきっかけでした。「手話の知識も何もなしに行ってきた講習会ですが、とても楽しかったんです。当時の感想を言い表すなら、そこはとっっても不思議な世界。」

手と指の動き、手が話す言葉で自分の気持ちが相手に伝わるのが、とても不思議で、でもそれ以上に面白く、新鮮でもありました」

役に立ちたい！
そして目指した「手話通訳者」

手話に興味を持った濱さんは、週一回の講習会に通う傍ら、地域の手話サークルにも加入。そこで手話の知識を深める中、「手話通訳者」の存在を知り、その認定取得を目指します。「せっかく手話を使うのなら、聴覚に障害のある方のために役立ちたいなと思っていました。」

西部地区で開催されている手話通訳者養成講座に通い、試験のために本格的に勉強しました」

そして、平成17年に全国統一手話通訳者試験に合格。翌年には、県や市に手話通訳者として登録を行ったほか、平成20年11月からは、袋井市身体障害者聴覚障害部や袋井市手話通訳団からの推薦を受けて、袋井市設置手話通訳者として、市役所の窓口や医療機関受診時の手話通訳、講演会での手話通訳など、様々な場面で活躍しています。

手話をする上で大切なポイント。
それは「手の動き」ではなく…？

そんな濱さんに、手話をする上で大切な点を聞いてみると、「それは「表情」だと思います。手話に限らず、本当に伝えたいこと、知りたいことは、言葉の裏にあるその人の気持ちや感情。表情豊かに、喜怒哀楽がしっかり伝わる手話は魅力的ですし、自分の手話も常にそうありたいと心掛けています」

気持ちや伝わってこそそのコミュニケーション。いつも笑顔で表情豊かな濱さんの手話は、「濱さんの声」として、相手の心にしっかりと届いているように思います。



手話で会話する濱さん

グループ紹介 袋井で活動中

袋井西フットボールクラブ

●楽しみながらサッカー技術を磨く！

「袋井西フットボールクラブ」は、昭和55年、袋井西小学校を中心にサッカーを通じて、子どもたちの仲間づくりや体力づくりなどを目指して発足したスポーツ少年団です。現在は、市内各地域から子どもたちが参加し、幼児～小学6年生の約130人が所属しています。

2月には、エコパを主会場に開催された「NTT西日本グループカップ静岡県サッカースポーツ少年団大会」にも出場。「楽しくなければサッカーではない！」をモットーに、サッカーの技術を身に付けるだけでなく、仲間と一緒に、サッカーを思いっきり楽しんでいます。

みんなも一緒にサッカーを楽しもうよ！



会員数 約130人 代表 寺田享市さん(山科下) ☎42-1995
キャプテン 畠山一真くん(袋井北小6)



ざんねん…

「1月17日の朝の風景です。雪が少し積もっていたので、ソリに挑戦！
ちょっとムリでした…」 渡辺向くん(5歳) 北町



自然セラピー癒しの家 別名 博物館森in遠江国

「山奥の絶景地の旧家(石垣屋敷き)を譲り受け、自然セラピー癒しの家兼小さな私立博物館を開き、近在の芸術家の作品を展示しています(森町亀久保422)」 久保田勝己さん 諸井

街の写真館



地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子どもの写真などを郵送してください。写真には、タイトル、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番号、自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666
袋井市役所秘書広報課広報誌係

N様へ ベビーベッドを譲っていただき、ありがとうございました

「広報紙の『譲ります 譲ってください』を通じて譲っていただいたベビーベッドです。無事、ここまで大きくなりました。春には、次のお宅で活躍する予定です」
写真左から小玉紗來ちゃん(4歳)・名桜ちゃん(11か月)・亜海ちゃん(6歳)



お詫びと訂正 本紙2月1日号に掲載した写真「じいじとお風呂」の投稿者の氏名に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。正しくは、谷藤愛湊ちゃん(2歳)です。

●原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車

区分	必要なもの	届け出先
・名義変更	・元の所有者が、新しい所有者に車を譲渡したことが証明できる書類 ・新しい所有者の印鑑	市役所2階税務課または、支所1階市民サービス課
・廃車	・ナンバープレート	
・市外へ転出	・所有者の印鑑	

軽自動車税は、車両が置いてある市区町村から、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。手続きを行います。

A! 軽自動車などを処分した、誰かに譲った、所有者が亡くなられた、市外に転出したといった場合は、4月1日までに次の届出先で名義変更、廃車の手続きを行ってください。

Q? 軽自動車などの名義変更・廃車の手続き、課税について教えてください。



●軽四輪車、125cc超の二輪車など

区分	届け出・問合せ先
・軽四輪車、軽三輪車(標識「浜松50、浜松40、浜松580、浜松480」など)	軽自動車販売店協会浜松支所(浜松市東区貴平町字沖ノ宮567-2) ☎053-435-4001
・125cc超~250ccの二輪車(標識「1浜松」など)	陸運支局浜松自動車検査登録事務所(浜松市東区流通元町11-1) ☎050-5540-2052
・250cc超の二輪車(標識「浜松」など)	
・小型特殊(標識「浜松99る」)	

① 市民サービス課市民サービス係 ☎23-9212

② 税務課収納対策室 ☎44-3111

③ 市外に転出した場合は、一度お確かめください。

ていない場合、旧の所有者に引き続き課税されます。業者などに手続きを依頼した場合は、手続きが済んでいるか、一度お確かめください。

市政Q&A